

2025年度 福祉貸付事業 融資のごあんない



地域における民間の社会福祉施設の
基盤整備を支援します！

独立行政法人 **福祉医療機構**

<https://www.wam.go.jp/hp>



1 福祉貸付事業の概要

特別養護老人ホーム、保育所や障害のある方を支援する施設などの社会福祉施設を整備する際に、必要となる建築資金等を「長期・固定・低利」でご融資いたします。

また、介護サービス基盤の整備、質の高い保育の確保・充実のための保育所整備、社会福祉施設の耐震化整備、都市部や借地における整備、頻発する災害に係る被災地の復興のための整備など、様々なニーズに対応する融資メニューを提供し、地域における民間の社会福祉施設の基盤整備を支援いたします。

《地域社会を取り巻く環境》



地域における民間の社会福祉施設の基盤整備を支援します！

特徴
①

「長期・固定・低利」の
資金を安定的に供給

特徴
②

豊富な融資実績に基づき
専門的な相談を実施

特徴
③

国の政策に応じた
優遇融資のメニューを提供

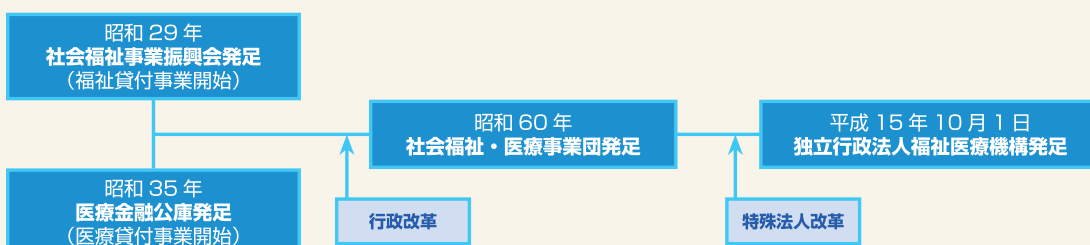
特徴
④

融資実行後における
きめ細やかなフォローアップ

概要

- 名 称 独立行政法人福祉医療機構（英語表記：WELFARE AND MEDICAL SERVICE AGENCY）
- 所 在 地 （本 部）東京都港区虎ノ門4丁目3番13号（ヒューリック神谷町ビル9階）
（大阪支店）大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番14号（イトウビル3階）
- 設 立 平成15年10月1日
- 根 拠 法 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）
- 主管省庁 厚生労働省 こども家庭庁

沿革



●主な対象施設・事業について以下のとおりです。詳しくは、当機構までお問い合わせください。

融資の対象施設・事業			融資を受けられる方
高齢者福祉分野	●特別養護老人ホーム ●養護老人ホーム ●ケアハウス ●老人介護支援センター ●小規模多機能型居宅介護事業所 ●老人短期入所施設 ●訪問介護事業	●小規模多機能型居宅介護事業所 ●老人デイサービスセンター（生活支援ハウスを含む） ●訪問介護事業 ●老人デイサービスセンター（生活支援ハウスを含む） ●定期巡回・随時対応型訪問介護	●認知症高齢者グループホーム ●老人短期入所施設 ●看護小規模多機能型居宅介護事業所 ●定期巡回・随時対応型訪問介護 等 ●認知症高齢者グループホーム ●看護小規模多機能型居宅介護事業所 等
	※借入申込金額が 3.5 億円以下の場合は、代理貸付の取扱いとなります。		●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●医療法人 ●一般社団法人
児童福祉分野及び母子・父子福祉分野	●保育所 ●障害児通所支援事業 ●幼保連携型認定こども園 ●助産施設 ●乳児院 ●母子生活支援施設 ●障害児相談支援事業 ●児童自立生活援助事業 ●養育支援訪問事業 ●児童育成支援拠点事業 ●寡婦日常生活支援事業 ●母子・父子福祉センター	●小規模保育事業 ●乳児等通園支援事業 ●放課後児童健全育成事業 ●児童養護施設 ●障害児入所施設 ●児童心理治療施設 ●子育て短期支援事業 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●小規模住居型児童養育事業 ●親子関係形成支援事業 ●女性自立支援施設 ●母子・父子休養ホーム	●法人 ●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●学校法人 ●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●一般社団法人 ●宗教法人 ●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●一般社団法人
障害者福祉分野	●居宅介護事業所 ●重度訪問介護事業所 ●生活介護事業所 ●自立生活援助事業所 ●地域活動支援センター ●特定相談支援事業 ●同行援護事業所 ●障害者支援施設 ●身体障害者福祉センター ●補装具製作施設 ●身体障害者生活訓練等事業 ●手話通訳事業	●短期入所事業所 ●重度障害者等包括支援事業所 ●共同生活援助事業所 ●就労定着支援事業所 ●一般相談支援事業 ●行動援護事業所 ●盲導犬訓練施設 ●視覚障害者情報提供施設 ●介助犬訓練事業 ●聴導犬訓練事業	●自立訓練事業所 ●就労移行支援事業所 ●就労継続支援事業所 ●福祉ホーム ●移動支援事業 ●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●医療法人 ●一般社団法人 ●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●一般社団法人 ●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●一般社団法人 ●社会福祉法人 ●日本赤十字社
生活保護・その他の分野	●救護施設 ●宿所提供施設 ●社会事業授産施設 ●更生保護事業 ●日常生活支援住居施設 ●特定有料老人ホーム（老人福祉法第 29 条に規定する有料老人ホーム※であって以下のいずれにも該当するもの） ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、病院、介護医療院、介護老人保健施設に隣接した場所に設置するもの。 ・入居定員が 50 人未満のもの。 ・利用料が比較的低廉であり、かつ、入居者からは原則として利用料以外の金品を徴収しないもの。 ※高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項の登録を受けるサービス付き高齢者向け住宅を含む。 ●認可外保育施設（補助金・交付金の交付決定により認可を得る見込みがあるもの） ●産後ケア事業 ●企業主導型保育事業（企業主導型保育事業費補助金実施要項に基づき設置される事業所内保育所） ※当機構の融資の対象施設・事業で働く人のために設置するもの。	●授産施設 ●更生施設	●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●更生保護法人 ●一般社団法人 ●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●医療法人 ●NPO 法人 ●一般社団法人 ●労働者協同組合 ●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●医療法人 ●一般社団法人 ●法人 ●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●医療法人 ●NPO 法人 ●一般社団法人 ●労働者協同組合

※一般社団法人には、一般財団法人、公益社団（財団）法人を含みます。

3 融資の流れ



貸付内定前に、今次計画に係る工事請負契約及び土地建物の売買契約又は工事着工を行った場合は、原則、融資の対象外となりますのでご注意ください。

当機構がお客さまに提供するサービスの透明性を高めるため、また、質の高い福祉・介護サービス基盤の整備を進めるために、融資相談から事業完了までについて、当機構において定めた「融資のポイント（ガイドライン）」に基づき、手続きを進めさせていただきます。

なお、「**融資のポイント（ガイドライン）**」は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）に掲載しています。

当機構は融資相談等お客様とのコミュニケーションを重視しています。初めてのお申込みや今後法人を設立する等の場合は、融資相談や審査に時間をいただく場合がありますので、十分な余裕を持ってご相談・お申込みください。

融資相談

- 借入をご検討されている場合、まずは、お気軽に次の融資の相談窓口までお電話ください。

施設の開設地が東日本のお客さま	施設の開設地が西日本のお客さま	NPO 法人のお客さま
福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係 TEL (03) 3438-9298	大阪支店 福祉審査課 融資相談係 TEL (06) 6252-0216	NPOリソースセンター NPO支援課 TEL (03) 3438-4756

- 融資相談にあたっては、主に以下の書類をご用意ください。

- ①「融資相談票」（整備計画、資金計画）
※融資相談票は当機構のホームページからダウンロードできます。
- ②決算書（直近2か年分）
- ③残高試算表（前期決算日から半年以上経過した時点での相談のみ）
- ④収入支出償還計画表（開設後の収支予想）
- ⑤計画敷地の公図・住宅地図・全部事項証明書（登記簿謄本のコピー）
- ⑥計画建物の配置図・平面図
- ⑦（法人新設の場合）役員一覧、母体法人がある場合はその概要がわかる資料
- ⑧並行して別計画がある場合は関係資料
- ⑨法人のパンフレット等



↑ 融資相談票は
こちらから

借入 申込

- 借入申込書に施設を管轄する都道府県市等からの意見書などを添付のうえお申込みください。
なお、借入申込書一式は、当機構に相談のうえ、スケジュールに余裕をもってご提出ください。
※借入申込書等の提出書類の様式は当機構のホームページからダウンロードできます。

受 理 審 査

- 借入申込書が当機構に到着し、内容の確認を終えてから融資審査を了するまで、1か月程度の審査期間をいただいておりますが、償還・担保などに問題が見受けられた場合などは、更にお時間をいただく場合があります。
- 融資審査の結果につきましては、書面（郵送）にてお知らせいたします。
- 融資審査の結果、一定の融資条件が付される場合や借入額の減額、あるいはご融資をお断りする場合があります。
- 「貸付内定通知書」がお手元に届くまでは、今次計画に係る工事請負契約（請書）、設備備品費に係る購入契約及び土地建物の売買契約の締結（締結前の着金等の支払いを含む）又は工事着工をしないようお願いします。なお、設計・監理に係る業務委託契約の締結（支払いを含む）についてはこの限りではありません。
- 工事請負業者等への支払いは、必ず振り込みにより行ってください。現金による支払いは、原則、融資の対象外となりますのでご注意ください。
- 融資審査で承認した場合であっても、貸付内定の取消要件に該当した場合は内定を取り消すことがあります。

貸付契約 資金交付



完成報告

- お客さまが資金を必要とする時期に合わせて、貸付契約の締結、抵当権の設定手続きなどを行います。なお、貸付契約の締結や抵当権の設定手続きなどに、3か月程度の期間が必要となります。
- 原則、抵当権設定後の資金交付となります。また、融資条件や抵当権設定手続きの状況などにより、ご希望の時期に資金を交付できない場合があります。民間金融機関からのつなぎ資金のご活用もご検討ください。
※以下の場合は抵当権設定前でも資金交付が可能となる場合があります。詳細は、当機構までお問合せください。
 - ・建設予定地が公有地の場合
 - ・工事履行保証保険に加入している場合

- 融資対象事業完成後、速やかに（概ね3か月以内）「事業完成報告書」をご提出していただきます。

● 代理貸付

代理貸付の対象となる融資のお手続きにつきましては、当機構の代理店（受託金融機関（P17参照））が窓口となります。

- 直接貸付とは融資の対象（P2参照）及び貸付条件（償還方法（P7参照））が異なりますので、ご留意ください。
- 代理貸付の場合は受託金融機関を介して手続きを行うため、融資審査等にお時間をいただく場合がありますので、予めご了承ください。

● 病院等医療関連施設に対する融資（医療貸付）

病院等医療関連施設に対する融資については、別途「2025年度 医療貸付事業 融資のご案内」をご用意しています。

顧客情報の取扱いについて

独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付事業において、ご提供いただく顧客情報は、下記の目的のために利用いたします。

- 1 ご本人さま確認のため
- 2 ご融資に関する判断及びご融資後の管理のため
- 3 郵送等による機構が提供するサービスのご案内
- 4 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究や開発のため
- 5 （特約火災保険に加入をご希望・ご検討の方のみ）
機構の特約火災保険制度に係る事務手続きのためと機構と取扱代理店及び引受幹事保険会社との間における情報交換のため
- 6 （団体信用生命保険に加入をご希望・ご検討の方のみ）
団体信用生命保険に係る事務手続きのためと機構と保険契約者及び引受保険会社との間における情報交換のため
- 7 事務又は事業の遂行に必要な限度で顧客情報を内部で利用する場合
 - ※1 顧客情報のほか、融資業務において知り得たお客さまの情報についても、上記と同様の目的・使途で利用させていただきます。
 - ※2 業務上知り得たお客さまに関する情報は定められた場所に保管するとともに、当該情報が不要になった場合には、当該保有顧客情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行っています。

詳細は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）「顧客情報の取扱いについて」をご覧ください。

経営サポート事業のご案内

社会福祉施設や医療関係施設は私たちが安心して健康に暮らすために必要な基盤です。当機構ではご融資を通じて得られた豊富なデータや国の政策と密接に連携している強みを生かし、社会福祉法人制度の改革や地域の医療提供体制の再編を見据えながら、法人や施設の経営基盤の強化を支援するための多様なメニューをご用意しています。詳細については当機構ホームページをご覧ください。

WAM NETのご案内

WAM NET は、福祉・保健・医療に関する制度・施策やその取り組み状況などに関する情報をわかりやすく提供することにより、福祉と医療を支援する総合情報提供サイトです。

WAM NET の特徴

WAM NET では、インターネットを通じて、幅広い皆さま方に対して、福祉・保健・医療に関する情報をわかりやすく提供しています。



特徴①

福祉医療に関する
制度・施策の最新情報を提供

特徴②

福祉医療に関する
先駆的・独創的な取り組みを紹介

1

福祉貸付
事業の概要

2

融資の対象

3

融資の流れ

4

融資限度額の
計算方法

5

融資条件

6

融資条件の
優遇措置

7

協調融資制度

8

協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

9

代理貸付の
受託金融機関
一覧

10

団体信用生命
保険特約制度

4

融資限度額については、次の（１）及び（２）で算出した額のうち、いずれか低い額になります。

但し、償還財源（収支差額）の見込みによっては、この融資限度額でのご融資ができない場合があります。

$$\text{（１）（所要額 － 法的・制度的補助金）} \times \text{融資率}$$

①

②

③

$$\text{（２）担保評価額} \times 80\%$$

（注１）貸付金額は10万円単位、貸付金の最低額は200万円となります。（特定有料老人ホームの貸付金額は200万円単位）

（注２）無担保貸付制度（P9参照）を利用する場合は（１）で算出した額と無担保貸付限度額を比較し、いずれか低い額が融資限度額となります。

①所要額

《設置・整備資金》

◎建築資金・設備備品整備資金

所要額については、ご融資の対象となる施設の設置・整備に要する下表に記載の費用が対象となります。

貸付金の種類	対象費用
建築資金 新築 改築 拡張 改造・修理 購入 賃借	【建築工事費】 大型設備等工事費、特殊工事費に該当しない一切の工事費（敷地造成工事（敷地の造成、整地、擁壁工事）を含む。）
	【大型設備等工事費】 介護用リフト、自家発電設備、給水設備等の整備に要する費用
	【特殊工事費】 ・解体撤去工事費（既存建物の解体、撤去工事の費用） ・仮設施設整備工事費（仮設施設の建築工事の費用）
	【設計監理費】 建物の設計及び監理に要する費用
設備備品 整備資金	機械器具、備品の購入、取付工事等に要する費用

◎土地取得資金

施設の用に供するための土地の取得に要する費用

（注１）2025年度までの措置として、地域医療介護総合確保基金等における「定期借地権利用による整備促進特別対策事業」の対象となる「一時金」を土地の取得に要する費用に含めることとします。

（注２）先行して土地を取得するためにご利用いただく場合は、当該取得地での建物整備を伴う場合となります。

《経営資金》

施設又は事業の経営に必要な資金

（注）特定有料老人ホームに対する経営資金は融資対象外です。

②法的・制度的補助金

P5 ②の法的・制度的補助金は下記のとおりです。

- 社会福祉施設等施設整備費補助金（都道府県等の負担分を含む。）
- 施設開設準備経費等支援事業補助金（設備備品資金分）
- 都道府県・市町村が交付する補助金等（地域医療介護総合確保基金、地域介護・福祉空間整備等交付金、安心こども基金、保育対策総合支援事業費補助金、次世代育成支援対策交付金、保育所等整備交付金等）
- 地方公共団体が補助要綱を明示し交付する独自の補助金
- 公益財団法人J K A助成金
- 公益財団法人日本財団助成金
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構助成金
- 中央競馬馬主社会福祉財団助成金
- 上記の他、補助の対象とする費用が機構の融資限度額の算出対象となる費用の全部又は一部と重複するその他の補助金

③融資率

P5 ③の融資率は下記のとおりです。

区 分	80%	75%	70%
高齢者 福祉分野	・養護老人ホーム	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・老人デイサービスセンター （生活支援ハウスを含む） ・老人短期入所施設	・老人介護支援センター ・訪問介護事業 ・定期巡回・随時対応型訪問介護 ＜代理貸付にかかる事業＞ ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・老人デイサービスセンター （生活支援ハウスを含む） ・老人短期入所施設 ・訪問介護事業 ・定期巡回・随時対応型訪問介護
児童福祉 分野 及び 母子・父子 福祉分野	・保育所 ・小規模保育事業 ・幼保連携型認定こども園 ・障害児入所施設 ・障害児通所支援事業 ・障害児相談支援事業 ・児童心理治療施設 ・児童自立生活援助事業 ・乳児院（老朽整備事業） ・母子生活支援施設（老朽整備事業） ・児童養護施設（老朽整備事業） ・乳児等通園支援事業	・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童厚生施設（児童遊園を除く） ・児童家庭支援センター ・放課後児童健全育成事業 ・子育て短期支援事業 ・養育支援訪問事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・小規模住居型児童養育事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業 ・母子家庭等日常生活支援事業 ・寡婦日常生活支援事業 ・女性自立支援施設	・母子・父子福祉センター ・母子・父子休養ホーム ・乳児家庭全戸訪問事業
障害者 福祉分野	・障害福祉サービス事業 ・障害者支援施設 ・一般相談支援事業 ・特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター	・福祉ホーム ・身体障害者生活訓練等事業 ・手話通訳事業 ・介助犬訓練事業 ・聴導犬訓練事業 ・視聴覚障害者情報提供施設 （点字出版施設を除く）	・身体障害者福祉センター ・補装具製作施設 ・盲導犬訓練施設 ・点字出版施設
生活保護 ・その他 の分野	・救護施設（老朽整備事業） ・企業主導型保育事業 ・産後ケア事業 ・認可外保育施設	・救護施設 ・更生施設 ・授産施設 ・宿所提供施設 ・日常生活支援住居施設 ・社会事業授産施設 ・更生保護事業	 ・特定有料老人ホーム

（注1）障害福祉サービス事業は生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業、共同生活援助事業、自立生活援助事業、就労定着支援事業等となります。

（注2）上記に関わらず、融資率が優遇される場合があります。（融資条件の優遇については、P9～14をご覧ください。）

1
福祉貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
融資の流れ

4
融資限度額の
計算方法

5
融資条件

6
融資条件の
優遇措置

7
協調融資制度

8
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

9
代理貸付の
受託金融機関
一覧

10
団体信用生命
保険特約制度

5 融資条件

ご融資の主な条件は以下のとおりですが、それぞれの整備内容により異なることがあります。詳細については、相談時または申込時にご案内いたします。

● 利 率（最新の貸付利率は当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）でご確認ください。）

- 貸付利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率が適用されます。
- 設置・整備資金の貸付利率は、償還期間（1年ごと）に対応した金利設定となります。
- 償還期間が10年を超える場合は、以下の方法のいずれかを選択していただきます。

〔完全固定金利制度〕	〔10年経過ごと金利見直し制度〕
金銭消費貸借契約締結時の利率が償還期限まで固定	10年経過ごとに利率を見直し (見直し時の金利は、金利見直し日の利率が新たに適用)

〔注1〕金銭消費貸借契約締結後に金利制度を変更することはできません。

〔注2〕設置・整備資金の償還期間が10年以内の場合は、〔10年経過ごと金利見直し制度〕はご利用いただけません。

〔注3〕金利優遇を分かりやすく表す観点から、令和7年度より利率の表記について次のとおり変更しています。

設置・整備資金 (旧) 基準金利+0.5% → (新) 基準利率
経営資金 (旧) 基準金利+0.8% → (新) 基準利率

● 償還期間

償還期間については、貸付金の種類及び貸付金額の区分に応じ、次のとおりとなります。

区 分		償 還 期 間				経営資金
		設置・整備資金				
貸付金の種類 貸付金額		建 築 資 金		設備備品 整備資金	土地取得資金	
		耐火構造 (準耐火含む)	耐火構造以外			
500 万円以下		5 年以内	5 年以内	5 年以内	5 年以内	1 年以上 3 年以内
500 万円超	1,000 万円以下	10 年以内	10 年以内	10 年以内	10 年以内	
1,000 万円超	1,500 万円以下	15 年以内	15 年以内	15 年以内	15 年以内	
1,500 万円超	2,000 万円未満	19 年以内	15 年以内	15 年以内	19 年以内	
	2,000 万円以上	20 年以内	15 年以内	15 年以内	20 年以内	

〔注1〕特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスの耐火構造の場合、「30年以内」となります。

〔注2〕ユニット型特別養護老人ホームの準耐火構造の場合、「25年以内」となります。

〔注3〕災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時におけるセーフティネットとしての経営資金については、償還期間が1年未満であっても融資の対象となります。

〔注4〕設置・整備資金については、貸付金の種類が2種類以上ある場合の償還期間は、償還期間の長期のものを適用し、その場合の貸付金額は合計額によります。

● 据置期間

据置期間については、次のとおり設けることができます。なお、当該据置期間は償還期間に含まれます。

最短でも6か月は据置期間を設けていただきます。

区 分	設 置 ・ 整 備 資 金			経 営 資 金
	償還期間 5年以内	償還期間 5年超 20年以内	償還期間 20年超 30年以内	
据置期間	1年以内	2年以内	3年以内	6か月以内

● 償還方法

【直接貸付】

償還形態	元金の償還方法	利息の支払い方法
元金均等	毎月償還、3か月賦償還又は年賦償還	元金の償還方法に準じて後払い (但し、年賦償還は年2回)

〔注1〕元金の償還方法及び利息の支払い方法は、原則、毎月償還としていただいています。

〔注2〕当機構への償還方法は、原則として預金口座振替（銀行自動引き落とし）となります。

【代理貸付】

償還形態	元金の償還方法	利息の支払い方法
元金均等	3か月賦償還	3か月毎（年4回の後払い）

● 担 保

1 原則として、所有者を問わず、次に該当する物件の担保提供が必要となります。

- ① 融資の対象となる施設及び事業の運営に利用する敷地（原則として、抵当権は第1順位）
- ② 上記①の敷地上に建築する（存在している）全ての建物
- ③ 上記①の敷地上に設定する（設定している）地上権

（注1）融資の対象となる施設又は事業所を建築するために建築基準法上必要とされる土地（公道に接するまでの進入路も含む）のほか、駐車場や分場の土地なども含みます。

（注2）上記に該当する物件以外に、債権保全上、追加して担保提供が必要となる場合がありますので、予めご了承ください。

（注3）建築する建物の敷地に既に当機構以外の（根）抵当権が設定されている場合は、当該（根）抵当権を一旦抹消し、建物竣工後に再設定をお願いする場合がございます。

2 融資の対象となる物件の担保順位については、原則第一順位となりますが、お申込み内容によりお客さまとのお相談のうえ決定します。

3 損害保険の対象となる担保物件（建物）には、損害保険を付保していただき、さらにその保険金請求権の上に質権を設定させていただきます。

● 保証人

1 保証人については、保証人不要制度をご利用いただけます。

保証人不要制度とは、貸付利率に一定の利率を上乗せすることで、連帯保証人を不要とする制度です。上乗せ利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率が適用されます。（最新の上乗せ利率は当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）でご確認ください。）

2 保証人不要制度を利用されない場合は、法人代表者等、個人の連帯保証人を立てる個人保証となります。

（注1）保証人不要制度で金銭消費貸借契約締結後、個人保証による契約への変更はできません。

（注2）無利子貸付等においても、保証人不要制度を利用する場合は、上乗せ利率分をご負担いただくこととなります。

（注3）審査の結果、保証人不要制度又は個人保証が免除となる場合があります。

● 大規模な施設を整備する場合の協調融資の取扱いについて

ご融資の対象となる施設の融資対象面積が5,000㎡を超える借入申込案件につきましては、原則として民間金融機関との協調融資（併せ貸しを含む）の利用を前提（注）としてのご融資となります。

（注）協調融資（併せ貸しを含む）の利用を前提としないもの

- ① 緊急性が高い（セーフティネット関連貸付制度）と認められる以下の借入申込案件の場合
 - ・災害復旧資金に係る融資
 - ・老朽施設の改築整備に係る融資
 - ・高台移転整備に係る融資
 - ・耐震化整備に係る融資
 - ・医療貸付事業に係る経営安定化資金に係る融資
 - ・福祉貸付事業に係る社会福祉法人の経営高度化に係る融資
- ② 民間金融機関から融資を受けることが困難と認められる借入申込案件の場合

※協調融資制度については、P15をご覧ください。

◆ 当機構融資ご利用にあたっての留意点 ◆

■ 弁済補償金制度

償還期限前に任意に借入金の一部（又は全額）について繰上償還を希望する場合、あらかじめ所定の「任意繰上償還申込書」を提出していただくとともに、繰上償還額に加えて当機構が算定する「弁済補償金」をお支払いいただくものです。

なお、「弁済補償金制度」とは、下記の（1）と（2）を比べて、（1）＞（2）のときにその差額をお支払いいただく制度となります。

- （1）繰上償還前の償還条件に基づいて当機構が将来いただく予定であった元本と利息を現在の貨幣価値に直すために割引率で割り引いた割引現在価値の合計
- （2）繰上償還後の償還条件に基づいて当機構が将来いただく予定となる元本と利息を現在の貨幣価値に直すために割引率で割り引いた割引現在価値の合計（全額繰上償還の場合は、元金合計額として計算します。）

■ 違約金

次の場合には、繰上償還となるほか、違約金をお支払いいただくことがあります。

- （1）貸付金を定められた用途以外に使用した場合又は長期にわたり使用しない場合
- （2）虚偽の申告若しくは報告をし又は必要な事実の申告若しくは報告を怠ったことにより貸付金が限度額を超えることとなった場合又は貸付金について借入を要しないこととなった場合
- （3）貸付金をもって建設した建物若しくは購入した建物又は土地を、貸付けの対象とした施設又は事業以外の用途に使用した場合

■ 反社会的勢力との関係遮断について

当機構は反社会的勢力との関係を遮断し、排除するため、警察等関係機関とも連携して適切に対応しています。詳細は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）「反社会的勢力との関係遮断について」をご覧ください。

1

福祉貸付
事業の概要

2

融資の対象

3

融資の流れ

4

融資限度額の
計算方法

5

融資条件

6

融資条件の
優遇措置

7

協調融資制度

8

協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

9

代理貸付の
受託金融機関
一覧

10

団体信用生命
保険特約制度

8

【共通】

● GX 実現に資する整備事業に係る優遇融資

GX実現を促進する観点から、省エネ設備や再生可能エネルギー設備など脱炭素効果の高い電源への転換などを伴う施設整備を行う社会福祉施設等に対し、融資率等を優遇する融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	95%	70 ～ 80%
貸付利率	基準利率▲0.5%	基準利率▲0.5%～基準利率

(注) 対象となる整備事業は、建築物省エネ法に基づく誘導基準に適合する整備となります。

● 感染症対策を伴う整備事業に係る優遇融資

今後想定される感染症発生に向け、感染症発症者用の個室の設置や陰圧・空調整備など感染症対策を伴う施設整備を行う社会福祉施設等に対し、融資率等を優遇する融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	95%	70 ～ 80%
貸付利率	基準利率▲0.5%	基準利率▲0.5%～基準利率

(注) 優遇融資の取扱期間は、2030年3月31日までとなります。

● 介護ロボット・ICT の導入に係る優遇融資

介護ロボットの導入、ICTの導入に係る事業については、一定の利率を上乗せしたうえで、無担保貸付の限度額を引き上げる等の優遇融資を実施します。

区 分	対象施設	優遇融資	通 常
貸付利率	福祉貸付事業全施設	基準利率▲0.5% (注1) (据置期間中無利子) (注2)	基準利率▲0.5%～基準利率
無担保貸付の限度額		3,000万円	300万円

(注1) 貸付金額500万円超2,000万円未満は0.3%、貸付金額2,000万円以上3,000万円以下は0.5%を上乗せします。なお、貸付金額に関わらず、有担保の場合は基準利率▲0.5%となります。

(注2) 据置期間中無利子の対象となる整備事業は、国庫補助等対象事業となります。

(注3) 保証人不要制度、無担保制度を利用する場合は、据置期間中においても上乗せ金利をご負担いただくこととなります。

● 建物の賃借を伴う施設整備に係る優遇融資

建物の賃借を伴う施設整備（土地取得資金との併用は除く。）については、一定の利率を上乗せしたうえで、無担保貸付の限度額を引き上げる優遇融資を実施します。

区 分	対象施設	優遇融資	通 常
無担保貸付の限度額	福祉貸付事業全施設 (有料老人ホーム・ 企業主導型保育事業等を除く)	3,000万円	300万円

(注1) 貸付金額500万円超2,000万円未満は0.3%、貸付金額2,000万円以上3,000万円以下は0.5%を通常の貸付利率に上乗せします。

(注2) 建物賃借に伴う敷金、保証金（賃主以外に支払う保証金を除く。）、礼金は含みませんが、建築資金または設備備品整備資金との併用が条件となります。

● 木材利用による施設整備に係る優遇融資

建築物の構造が木造（耐火建築物又は準耐火建築物）の場合の整備についてはエコ対策に資する整備として、融資率を引き上げる優遇融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	90%	70 ～ 80%

● 都市部における社会福祉施設等の整備に係る優遇融資

都市部における社会福祉施設等の整備（土地取得資金を含む。）の推進を支援するため、当該地域の整備事業について、融資率等を優遇する融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	90%	70～80%
償還期間 《耐火構造（準耐火含む）の場合》	30年以内	20～30年以内
据置期間 《耐火構造（準耐火含む）の場合》	3年以内	2～3年以内

（注1）対象となる施設は、特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、ケアハウス、看護小規模多機能型居宅介護事業所、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、保育所、小規模保育事業、放課後児童健全育成事業、幼保連携型認定こども園、定期巡回・随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護となります。

（注2）対象となる地域は、首都圏整備法施行令、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する以下の都府県又は全国の指定都市若しくは中核市となります。

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

（注3）据置期間は償還期間に準じます。詳しくはP7をご覧ください。

● 都市部の借地に施設整備する場合の費用に対する優遇融資（設置・整備資金）

都市部における介護施設等の整備を促進する観点から、民有地等の借地を利用した施設整備に対して、融資率等を優遇する融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	90%	70～80%
償還期間 《耐火構造（準耐火含む）の場合》	30年以内	20～30年以内
据置期間 《耐火構造（準耐火含む）の場合》	3年以内	2～3年以内
融資限度額	担保評価額の90%	担保評価額の80%

（注1）対象となる施設は、貸付対象となるすべての施設のうち、単独型の有料老人ホームを除いた施設となります。

（注2）対象となる建物は、建築基準法に定める容積率に対し、整備する建物の延べ床面積70%以上利用されていること又は整備する建物の階数が4階以上である場合に限りします。

（注3）対象となる地域は、首都圏整備法施行令、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する以下の都府県、福岡県又は指定都市若しくは中核市となります。

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

（注4）据置期間は償還期間に準じます。詳しくはP7をご覧ください。

● 定期借地権を設定する場合の一時金に対する優遇融資（土地取得資金）

都市部における民有地等の借地を利用する介護施設の整備にあたって、定期借地権を設定する場合の土地所有者への一時金（保証金を除く。）に対して、地域医療介護総合確保基金等の補助を受ける場合には、当該一時金の支払いに要する費用を融資対象とし、融資率等を優遇する融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	90%	70～80%
貸付利率	当初10年間基準利率▲1.0% （11年目以降は通常の利率）	基準利率▲0.5%～基準利率

（注1）対象となる施設は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウス、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、看護小規模多機能型居宅介護事業所等となります。

（注2）地域医療介護総合確保基金や都道府県等からの補助を受けて一時金を支払う事業が対象となります。

（注3）貸付利率の引き下げの優遇融資の対象となる地域は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県となります。

（注4）優遇融資の取扱期間は、2026年3月31日までとなります。

（注5）定期借地契約後のお申込は融資対象外となりますのでご注意ください。

● 社会福祉法人の経営高度化に係る優遇融資

社会福祉法人に対する「協働化・大規模化のために必要な経営資金」、「会計監査人の設置等に必要な経営資金」又は「経営不振状態の法人に対する経営資金」について、融資率等に加え、貸付利率についても優遇融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	90%	70～80%
貸付利率	基準利率▲0.5% 基準利率▲0.8%（注3）	基準利率
償還期間	8年以内 10年以内（注3）	3年以内
据置期間	1年以内	6月以内

（注1）対象となる施設は、社会福祉法人が整備するすべての施設となります。

（注2）法人単位での融資を行います。

（注3）協働化（社会福祉連携推進法人に限る）・大規模化（合併等）のために必要な経営資金は貸付利率、償還期間を更に優遇します。

（注4）償還期間は条件に応じて変動する場合があります。

● 地域共生社会の実現に向けた社会福祉施設等の整備に係る融資条件の統一

地域共生社会の実現に向けて、従来の高齢、障害、児童の分野ごとに充実させてきた地域福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが求められており、介護保険と障害福祉の相互に共通するサービスとして共生型サービスが位置づけられました。

地域共生社会の実現に向けて、分野をまたいだ複数の社会福祉施設を同時かつ一体的に整備する際、施設ごとに異なる融資条件を統一します。

区 分	融資条件
対象施設	福祉貸付事業対象施設のうち、地域共生社会の実現に向けた社会福祉施設等の整備として位置づけられたもの
融資率	一体的に整備する対象施設のうち高い方の融資率
貸付利率	一体的に整備する対象施設のうち低い方の利率

● まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる施設・事業に係る優遇融資

平成26（2014）年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地域の振興を促す施策として改正地域再生法に基づく「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想を推進するため、「生涯活躍のまち」の地域に整備する社会福祉施設に対して、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
対象施設	都道府県・市町村において策定した地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業）に示された地域に整備する融資対象施設	融資対象施設
融資率	90%	70～80%
償還期間	30年以内	20～30年以内
据置期間	3年以内	2～3年以内

（注）据置期間は償還期間に準じます。詳しくはP7をご覧ください。

【高齢者福祉施設】

● 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための優遇融資

地域医療介護総合確保基金等の補助を受けて行う、次の施設整備について、融資率を引き上げる優遇融資を実施します。

（1）地域医療介護総合確保基金又は地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金からの補助を受けて整備するもの

区 分	対象施設	優遇融資	通 常
融資率	養護老人ホーム（定員29人以下のもの）、特別養護老人ホーム・ケアハウス（定員29人以下のもの）、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、看護小規模多機能型居宅介護事業所等	90%	70～80%

（2）都道府県（指定都市・中核市を含む。）からの補助を受けて整備するもの

区 分	対象施設	優遇融資	通 常
融資率	養護老人ホーム（定員30人以上のもの）	90%	80%
	特別養護老人ホーム・ケアハウス（定員30人以上のもの）		75%

（注1）定期借地権を設定する場合の土地所有者への一時金（保証金を除く。）は、地域医療介護総合確保基金等の補助を受ける場合に限り融資の対象となります（P10参照）。

（注2）都市部における社会福祉施設等の整備若しくは都市部の借地を利用した施設の整備（P10参照）に該当する整備事業については、そちらの優遇融資が優先されます。

（注3）優遇融資の取扱期間は、2026年3月31日までとなります。

● 老朽施設の改築整備に係る優遇融資

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（定員30人以上のもの）、ケアハウス（定員30人以上のもの）及び軽費老人ホーム（A型及びB型）の老朽施設の改築整備について、融資率等を優遇する融資を実施します。

区 分	対象施設	優遇融資	通 常
融資率	特別養護老人ホーム（定員30人以上のもの）	90%	75%
貸付利率		基準利率▲0.5%	基準利率▲0.4%
区 分	対象施設	優遇融資	通 常
融資率	養護老人ホーム、ケアハウス（定員30人以上のもの）、 軽費老人ホーム（A型及びB型）	90%	対象外～ 80%

（注）軽費老人ホーム（A型及びB型）は、老朽施設の改築整備に限り融資対象となります。

【児童福祉施設及び母子・父子福祉施設】

● 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇融資

質の高い保育の確保・充実のため、保育所、小規模保育事業、幼保連携型認定こども園、企業主導型保育事業、認可外保育施設、放課後児童健全育成事業及び乳児等通園支援事業の整備事業について、融資率等を優遇する融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	95%	75・80%
貸付利率	基準利率▲0.5% （据置期間中無利子）	基準利率▲0.5%
償還期間	30年以内	20年以内
据置期間	3年以内	2年以内

（注1）対象となる施設は、保育所、小規模保育事業、幼保連携型認定こども園、企業主導型保育事業、認可外保育施設（安心こども基金又は保育対策総合支援事業費補助金からの補助を受けて整備するものに限る。）、放課後児童健全育成事業、乳児等通園支援事業となります。

（注2）優遇融資の取扱期間は、2026年3月31日までとなります。

（注3）保証人不要制度、建物賃借無担保制度を利用する場合は、据置期間中においても上乗せ金利をご負担いただくこととなります。

（注4）据置期間は償還期間に準じます。詳しくはP7をご覧ください。

● 「児童養護施設等の家庭的養護への転換」の対象となる整備に係る優遇融資

次世代育成支援対策施設整備交付金の交付が行われる家庭的養護への転換を進める整備事業について、融資率を引き上げる優遇融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	80～85%	75～80%

（注）対象となる施設は、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付が行われる小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、児童養護施設、乳児院となります。

● 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る優遇融資

児童養護施設及び乳児院の小規模かつ地域分散化を更に推進するための整備（土地取得資金を含む。）について、融資率等を優遇する融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	90%	75%
償還期間	30年以内	20年以内
据置期間	3年以内	2年以内

（注1）対象となる施設は、児童養護施設または乳児院（いずれも小規模かつ地域分散化を図る整備に限る。）となります。

（注2）据置期間は償還期間に準じます。詳しくはP7をご覧ください。

● 母子生活支援施設の一時保護委託のための居室を本体整備と併せて行った場合に係る優遇融資

母子生活支援施設の一時保護委託のための居室を本体整備と併せて行う整備について、融資率を引き上げる優遇融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	80%	75%

1

福祉貸付
事業の概要

2

融資の対象

3

融資の流れ

4

融資限度額の
計算方法

5

融資条件

6

融資条件の
優遇措置

7

協調融資制度

8

協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

9

代理貸付の
受託金融機関
一覧

10

団体信用生命
保険特約制度

12

1	福祉貸付事業の概要
2	融資の対象
3	融資の流れ
4	融資限度額の計算方法
5	融資条件
6	融資条件の優遇措置
7	協調融資制度
8	協調融資の覚書締結済み金融機関一覧
9	代理貸付の受託金融機関一覧
10	団体信用生命保険特約制度
13	

【障害者福祉施設】

● 障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る優遇融資

施設入所者の削減及び地域生活に向けた機能強化の推進を支援するため、入所定員削減を伴う障害者支援施設の施設整備事業及び定員削減に資する施設・事業等（共同生活援助・短期入所施設）を一体的に整備する事業に対し、融資率を優遇する融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
対象施設	入所定員削減を伴う障害者支援施設、 共同生活援助・短期入所事業	障害者支援施設 障害福祉サービス事業
融資率	90%	80%

（注）共同生活援助・短期入所事業は入所定員削減を伴う障害者支援施設と一体的に整備することが確認できるものに限りです。

● 精神病床の削減に資する共同生活援助事業の整備事業に係る優遇融資

精神科病院の入院患者の退院促進・病床削減及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進を支援するため、精神病床の削減に資する共同生活援助事業の整備事業に対し、融資率を優遇する融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	90%	80%

（注）対象となる施設は、共同生活援助事業（病床削減を伴う精神科病院の施設整備事業と一体的に整備することが確認できるものに限る。）となります。

● 障害福祉サービス事業の基盤整備事業に係る優遇融資

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付が行われる当該整備事業について、融資率を引き上げる優遇融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	85%	80%

（注１）対象となる施設は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付が行われる障害福祉サービス事業所、障害者支援施設となります。
（注２）優遇融資の取扱期間は、2027年3月31日までとなります。

【防災・減災】

● 社会福祉施設等の防災・減災に係る優遇融資

社会福祉施設等の防災・減災に係る整備事業について、優遇融資を実施します。

区 分	優遇融資（注１）	通 常
融資率	95%	70～80%
貸付利率	全期間無利子（注２） 基準利率▲0.5% （据置期間中無利子）（注３）	基準利率▲0.5%～基準利率

（注１）上記条件の対象となる整備事業は、下記①～④の国庫補助等対象事業となります。
①高台移転整備事業（南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策特措法に基づく整備事業を含む）
②地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業
③耐震化整備事業
④スプリンクラー整備事業
（注２）全期間無利子の対象となる整備事業は、上記①②の国庫補助等対象事業となります。
（注３）基準利率▲0.5%（据置期間中無利子）の対象となる整備事業は、上記③④の国庫補助等対象事業となります。
（注４）すべて直接貸付で取扱います。
（注５）上記条件が適用となる金額については、別途ご相談ください。
（注６）保証人不要制度、建物賃借無担保制度を利用する場合は、上乗せ金利をご負担いただくこととなります。

● 社会福祉施設の自家発電設備等の導入工事に係る優遇融資

社会福祉施設の自家発電設備または給水設備の導入工事に對し、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	【国庫補助等対象事業の場合（注1）】 95% （施設本体を含む） 【国庫補助等対象事業以外の場合】 95% （自家発電設備部分及び給水設備部分のみ）	70～80%
貸付利率	【国庫補助等対象事業の場合】 基準利率▲0.5%（据置期間中無利子） 【国庫補助等対象事業以外の場合】 基準利率▲0.5%	基準利率▲0.5%～基準利率

（注1）国、都道府県等交付要綱等において、自家発電設備整備または給水設備整備のための補助事業であることが確認できるものに限りします。

（注2）自家発電設備部分及び給水設備部分のみを対象とします。

（注3）保証人不要制度、建物賃借無担保制度を利用する場合は、据置期間中においても上乗せ金利をご負担いただくこととなります。

【災害関連等】

● 災害復旧資金に係る優遇融資

災害により被災された福祉施設等の復旧を支援するため、被災された福祉施設等に対して優遇融資を実施しています。

また、令和6年度能登半島地震等による災害に対しては、通常の災害復旧資金とは別に優遇融資を実施しています。

詳細につきましては、裏表紙記載の融資相談窓口までお問合せください。

● 感染症等対応資金

新型コロナウイルス等の感染症が発生したことにより施設の機能が停止した場合等に対応するために必要な資金について、融資率等に加え、貸付利率に対しても優遇融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	100%	70～80%
貸付利率	基準利率▲0.8%	基準利率
償還期間	10年以内	3年以内
据置期間	1年以内	6月以内

【その他】

● 無利子貸付

次の事業については、利子をいたしません。但し、貸付条件により利子が発生する場合があります。

- ① 国庫補助等による老朽民間社会福祉施設整備事業（民老）
- ② 国庫補助等による既設社会福祉施設用地有効活用改築促進事業
- ③ 国庫補助による地震対策緊急整備事業
- ④ 国庫補助等による地すべり防止危険箇所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業
- ⑤ 国庫補助等による社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備事業（南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特措法に基づく整備事業を含む）
- ⑥ 災害復旧事業

（注1）上記①～⑤については、国庫補助等の協議において、事前に行政に認められる必要があります。

（注2）上記④⑤については、P13の「社会福祉施設等の防災・減災に係る優遇融資」も合わせて参照ください。

（注3）保証人不要制度、建物賃借無担保制度を利用する場合は、上乗せ金利をご負担いただくこととなります。

● 民間金融機関との協調融資制度のご案内

協調融資制度とは、当機構と民間金融機関が覚書を締結することで社会福祉法人及び医療法人等に併せて融資を行う制度です。これにより借入申込者が福祉関係施設や医療関係施設に関する事業を計画する際に円滑に資金調達できるようにすることを目的としています。

現在全国の430民間金融機関と覚書を締結しており、連携を推進していますので、ぜひこの制度をご活用ください。

【協調融資制度利用のメリット・利用方法】

● 協調融資制度利用のメリット

多様な条件により資金調達ができ、安定的な資金計画が作成できます。

民間金融機関との取引が拡大することにより、事業運営のサポートが受け入れられ経営の安定につながります。

● 協調融資制度の利用事例

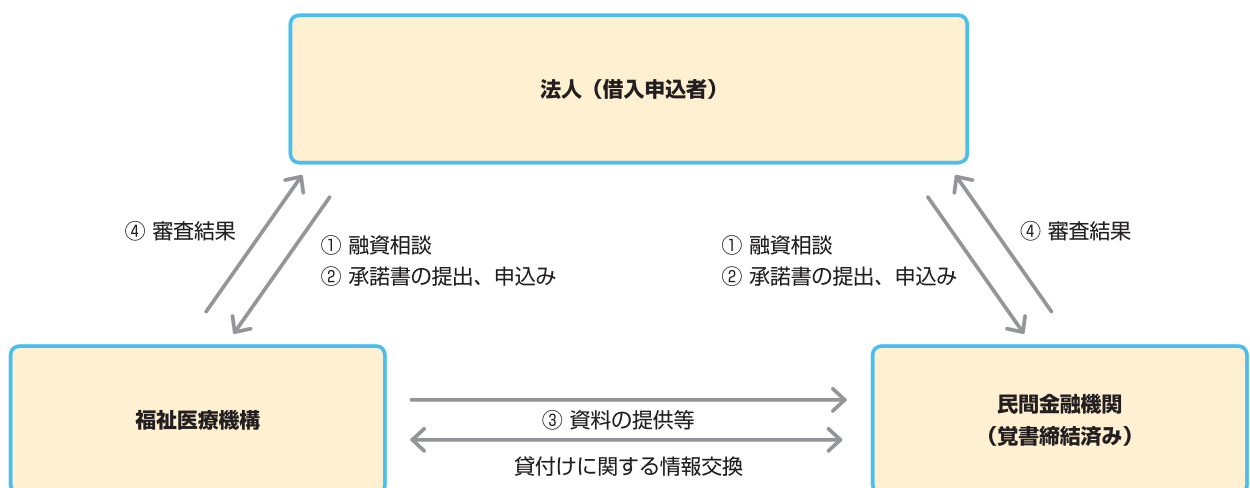
ケース 【協調融資制度を通じて事業運営のサポートを確保】	
計画内容	創設法人による保育所の新設計画
現状	借入規模が大きくないため、当機構のみの借入を希望 保育所の運営が初のため、突発的な支出や給与等の日々発生する収支の取引イメージがなかった
取組内容	日常的支援が得られる金融機関との取引の必要性を説明し、メインバンクを定めることを推奨
結果	事業者は地元の金融機関と取引したい旨を伝えたところ、対象の金融機関も承諾 借入金の一部を対象の金融機関へ切り替え、計画を推進

● 利用方法

当機構に相談・借入申込を行うとともに、協調融資の覚書を締結している金融機関でお申込みください。

※最新情報は、当機構のホームページで公開しています（<https://www.wam.go.jp/hp>）。

● 協調融資制度のイメージ図



※1 当機構と民間金融機関が、「福祉医療貸付事業における事務処理に係る覚書」を締結していることが前提となります。

※2 審査の結果、当機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。

※3 当機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。

協調融資制度のお問い合わせ先

福祉医療貸付部 事業統括課 TEL (03) 3438-9291

都道府県名	金融機関名（順不同）									
都市銀行	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行					
北海道	北海道銀行	北洋銀行	北海道信用金庫	室蘭信用金庫	空知信用金庫	苫小牧信用金庫	北門信用金庫	伊達信用金庫		
	北空知信用金庫	渡島信用金庫	道南うみ街信用金庫	旭川信用金庫	稚内信用金庫	留萌信用金庫	北星信用金庫	帯広信用金庫		
	釧路信用金庫	大地みらい信用金庫	北見信用金庫	遠軽信用金庫	北央信用組合	釧路信用組合	北海道労働金庫	木野農業協同組合		
青森県	青森みちのく銀行	青い森信用金庫								
岩手県	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	盛岡信用金庫	宮古信用金庫	一関信用金庫	北上信用金庫	花巻信用金庫		
	岩手県医師信用組合	花巻農業協同組合								
宮城県	七十七銀行	仙台銀行	杜の都信用金庫	石巻信用金庫	仙南信用金庫	石巻商工信用組合	古川信用組合			
秋田県	秋田銀行	北都銀行	秋田信用金庫	羽後信用金庫	秋田県信用組合					
山形県	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	山形信用金庫	米沢信用金庫	鶴岡信用金庫	北郡信用組合	山形中央信用組合		
	山形第一信用組合	山形県医師信用組合								
福島県	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	会津信用金庫	須賀川信用金庫	ひまわり信用金庫	あぶくま信用金庫	二本松信用金庫		
	福島信用金庫	相双五城信用組合	いわき信用組合	会津商工信用組合	福島県商工信用組合	ふくしま未来農業協同組合				
茨城県	常陽銀行	筑波銀行	水戸信用金庫	結城信用金庫	茨城県信用組合	水郷つくば農業協同組合				
栃木県	足利銀行	栃木銀行	足利小山信用金庫	栃木信用金庫	鹿沼相互信用金庫	佐野信用金庫	大田原信用金庫	烏山信用金庫		
群馬県	群馬銀行	東和銀行	高崎信用金庫	桐生信用金庫	アイオー信用金庫	利根郡信用金庫	館林信用金庫	北群馬信用金庫		
	しものめ信用金庫	あかぎ信用組合	群馬県信用組合	群馬県医師信用組合						
埼玉県	武蔵野銀行	埼玉縣信用金庫	川口信用金庫	青木信用金庫	飯能信用金庫	埼玉県医師信用組合	熊谷商工信用組合			
千葉県	千葉銀行	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉信用金庫	銚子信用金庫	東京ベイ信用金庫	館山信用金庫	佐原信用金庫		
	房総信用組合	銚子商工信用組合	君津信用組合							
東京都	きらぼし銀行	三菱UFJ信託銀行	あおぞら銀行	東日本銀行	東京スター銀行	SBI新生銀行	信金中央金庫	朝日信用金庫		
	さわやか信用金庫	芝信用金庫	東京東信用金庫	東栄信用金庫	亀有信用金庫	小松川信用金庫	足立成和信用金庫	西京信用金庫		
	西武信用金庫	城南信用金庫	昭信信用金庫	世田谷信用金庫	東京信用金庫	城北信用金庫	東横信用金庫	青梅信用金庫		
	多摩信用金庫	商工組合中央金庫	東京三協信用金庫	東京厚生信用組合	青和信用組合	中ノ郷信用組合	七島信用組合	大東京信用組合		
神奈川県	横浜銀行	横浜信用金庫	かながわ信用金庫	湘南信用金庫	川崎信用金庫	平塚信用金庫	さがみ信用金庫	中栄信用金庫		
	中南信用金庫	神奈川県医師信用組合	相愛信用組合	さがみ農業協同組合						
新潟県	第四北越銀行	大光銀行	新潟信用金庫	長岡信用金庫	三条信用金庫	上越信用金庫	村上信用金庫	加茂信用金庫		
	新潟懸信信用組合	興栄信用組合	はばたき信用組合	協栄信用組合	巻信用組合	新潟大栄信用組合	糸魚川信用組合	新潟県信用農業協同組合連合会		
富山県	えちご上越農業協同組合									
	北陸銀行	富山銀行	富山第一銀行	富山信用金庫	高岡信用金庫	新湊信用金庫	にいかわ信用金庫	氷見伏木信用金庫		
	砺波信用金庫	石動信用金庫	富山県医師信用組合	富山県信用組合						
石川県	北國銀行	金沢信用金庫	のと共栄信用金庫	はくさん信用金庫	興能信用金庫	金沢中央信用組合	石川県医師信用組合	石川県信用農業協同組合連合会		
福井県	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	小浜信用金庫	越前信用金庫	福井県医師信用組合	福井県農業協同組合			
山梨県	山梨中央銀行	甲府信用金庫	山梨信用金庫	山梨県民信用組合	都留信用組合	山梨県信用農業協同組合連合会	フルーツ山梨農業協同組合			
長野県	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	松本信用金庫	上田信用金庫	諏訪信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫		
	長野県信用組合	長野県信用農業協同組合連合会								
岐阜県	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	大垣西濃信用金庫	高山信用金庫	東濃信用金庫	関信用金庫	八幡信用金庫		
	岐阜商工信用組合	岐阜県医師信用組合	飛騨信用組合							
静岡県	静岡銀行	スルガ銀行	清水銀行	静岡中央銀行	しずおか焼津信用金庫	静岡信用金庫	浜松いわた信用金庫	沼津信用金庫		
	三島信用金庫	富士宮信用金庫	島田掛川信用金庫	富士信用金庫	遠州信用金庫	静岡県医師信用組合	静岡県信用農業協同組合連合会	富士伊豆農業協同組合		
	とびあ浜松農業協同組合									
愛知県	あいichi銀行	名古屋銀行	愛知信用金庫	豊橋信用金庫	岡崎信用金庫	いちい信用金庫	瀬戸信用金庫	半田信用金庫		
	知多信用金庫	豊川信用金庫	豊田信用金庫	碧海信用金庫	西尾信用金庫	蒲郡信用金庫	尾西信用金庫	中日信用金庫		
	東春信用金庫	愛知県信用農業協同組合連合会	海部東農業協同組合							
三重県	三十三銀行	百五銀行	北伊勢上野信用金庫	桑名三重信用金庫						
滋賀県	滋賀銀行	滋賀中央信用金庫	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀県信用組合	甲賀農業協同組合				
京都府	京都銀行	京都信用金庫	京都中央信用金庫	京都北都信用金庫	京都府信用農業協同組合連合会					
大阪府	関西みらい銀行	池田泉州銀行	大阪信用金庫	大阪シティ信用金庫	大阪商工信用金庫	北おおさか信用金庫	枚方信用金庫	大同信用組合		
	近畿産業信用組合	近畿労働金庫	大阪南農業協同組合	北河内農業協同組合						
	但馬銀行	みなと銀行	神戸信用金庫	姫路信用金庫	播州信用金庫	兵庫信用金庫	日新信用金庫	淡路信用金庫		
兵庫県	但馬信用金庫	西兵庫信用金庫	中兵庫信用金庫	但陽信用金庫	兵庫県医療信用組合	兵庫県信用組合	兵庫県信用農業協同組合連合会	兵庫六甲農業協同組合		
奈良県	南都銀行	奈良信用金庫	大和信用金庫	奈良中央信用金庫						
和歌山県	紀陽銀行	きのくに信用金庫	和歌山県医師信用組合							
鳥取県	鳥取銀行	鳥取信用金庫	米子信用金庫	倉吉信用金庫						
島根県	山陰合同銀行	島根銀行	日本海信用金庫	島根中央信用金庫	島根益田信用組合	島根県農業協同組合				
岡山県	中国銀行	トマト銀行	おかやま信用金庫	水島信用金庫	津山信用金庫	玉島信用金庫	備北信用金庫	吉備信用金庫		
	備前日生信用金庫	笠岡信用組合								
広島県	広島銀行	もみじ銀行	広島信用金庫	呉信用金庫	しまなみ信用金庫	広島みどり信用金庫	広島市信用組合	信用組合広島商銀		
山口県	山口銀行	西京銀行	萩山口信用金庫	西中国信用金庫	東山口信用金庫	山口県信用組合				
徳島県	阿波銀行	徳島大正銀行	徳島信用金庫	阿南信用金庫						
香川県	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫	香川県信用組合					
愛媛県	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫	宇和島信用金庫	川之江信用金庫					
高知県	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫							
福岡県	福岡銀行	筑邦銀行	西日本シティ銀行	北九州銀行	福岡ひびき信用金庫	筑後信用金庫	飯塚信用金庫	遠賀信用金庫		
	大牟田柳川信用金庫	福岡県医師信用組合	九州労働金庫							
佐賀県	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫	佐賀信用金庫	伊万里信用金庫	九州ひぜん信用金庫	佐賀県医師信用組合	佐賀東信用組合		
	佐賀西信用組合									
長崎県	十八親和銀行	たちばな信用金庫	長崎県医師信用組合							
熊本県	肥後銀行	熊本銀行	熊本信用金庫	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫	天草信用金庫	熊本県医師信用組合	熊本県信用組合		
大分県	大分銀行	豊和銀行	大分信用金庫	大分みらい信用金庫	大分県信用組合	べっぴん日出農業協同組合				
宮崎県	宮崎銀行	宮崎太陽銀行	宮崎第一信用金庫	宮崎県南部信用組合						
鹿児島県	鹿児島銀行	南日本銀行	鹿児島信用金庫	鹿児島相互信用金庫	奄美大島信用金庫	鹿児島県信用組合	鹿児島県医師信用組合	奄美信用組合		
	鹿児島県信用農業協同組合連合会	あいり農業協同組合								
沖縄県	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行	コザ信用金庫	沖縄県農業協同組合					
合計	430 機関									

※協調融資の覚書締結済み金融機関一覧の最新版は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）をご覧ください。

1 福祉貸付 事業の概要	都道府県名	金融機関名（順不同）							
	都市銀行	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行			
北海道	北海道銀行	北海道銀行	北洋銀行	北海道信用金庫	室蘭信用金庫	空知信用金庫	苫小牧信用金庫	北門信用金庫	北空知信用金庫
	日高信用金庫	渡島信用金庫	道南うみ街信用金庫	旭川信用金庫	稚内信用金庫	留萌信用金庫	北星信用金庫	帯広信用金庫	
	釧路信用金庫	大地みらい信用金庫	北見信用金庫	網走信用金庫	遠軽信用金庫				
青森県	青森みちのく銀行	東奥信用金庫	青い森信用金庫						
	岩手県	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	盛岡信用金庫	宮古信用金庫	一関信用金庫	花巻信用金庫	岩手県医師信用組合
	宮城県	七十七銀行	仙台銀行	杜の都信用金庫	宮城第一信用金庫	石巻信用金庫	仙南信用金庫		
秋田県	秋田銀行	北都銀行	秋田信用金庫						
	山形県	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	山形信用金庫	米沢信用金庫	鶴岡信用金庫	山形県医師信用組合	
	福島県	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	会津信用金庫	郡山信用金庫	白河信用金庫	須賀川信用金庫	ひまわり信用金庫
茨城県	二本松信用金庫	福島信用金庫	いわき信用組合						
	栃木県	常陽銀行	筑波銀行	水戸信用金庫	茨城県信用組合				
	群馬県	足利銀行	栃木銀行	栃木信用金庫	鹿沼相互信用金庫	大田原信用金庫			
埼玉県	群馬銀行	東和銀行	高崎信用金庫		桐生信用金庫	アイオー信用金庫	利根郡信用金庫	館林信用金庫	北群馬信用金庫
	しのみ信用金庫	群馬県医師信用組合							
	埼玉県	武蔵野銀行	埼玉縣信用金庫	川口信用金庫	青木信用金庫	飯能信用金庫	埼玉県医師信用組合		
千葉県	千葉銀行	千葉興業銀行	京葉銀行		千葉信用金庫	銚子信用金庫	東京ベイ信用金庫	館山信用金庫	佐原信用金庫
	君津信用組合								
東京都	きらぼし銀行	SBI新生銀行	東日本銀行	東京スター銀行	朝日信用金庫	さわやか信用金庫	東京シティ信用金庫	芝信用金庫	
	東京東信用金庫	亀有信用金庫	足立成和信用金庫	西京信用金庫	西武信用金庫	昭和信用金庫	東京信用金庫	城北信用金庫	
	瀧野川信用金庫	巣鴨信用金庫	多摩信用金庫						
神奈川県	横浜銀行	神奈川銀行	横浜信用金庫	かながわ信用金庫	湘南信用金庫	川崎信用金庫	平塚信用金庫	さがみ信用金庫	
	中栄信用金庫	神奈川県医師信用組合	神奈川県歯科医師信用組合						
新潟県	第四北越銀行	大光銀行	新潟信用金庫	三条信用金庫	上越信用金庫	新潟縣信用組合			
	富山県	北陸銀行	富山銀行	富山第一銀行	富山信用金庫	高岡信用金庫	にいかわ信用金庫	氷見伏木信用金庫	富山県医師信用組合
	石川県	北國銀行	金沢信用金庫	のと共栄信用金庫	はくさん信用金庫	興能信用金庫	石川県医師信用組合		
福井県	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	敦賀信用金庫	越前信用金庫	福井県医師信用組合			
	山梨県	山梨中央銀行	甲府信用金庫	山梨信用金庫	都留信用組合				
	長野県	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	松本信用金庫	上田信用金庫	諏訪信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫
岐阜県	長野県信用組合								
	岐阜県	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	大垣西濃信用金庫	高山信用金庫	東濃信用金庫	関信用金庫	八幡信用金庫
	岐阜商工信用組合	岐阜県医師信用組合							
静岡県	静岡銀行	スルガ銀行	清水銀行	静岡中央銀行	しずおか焼津信用金庫	静岡信用金庫	浜松いわた信用金庫	沼津信用金庫	
	三島信用金庫	富士宮信用金庫	島田掛川信用金庫	富士信用金庫	遠州信用金庫	静岡県医師信用組合			
	あいち銀行	名古屋銀行	豊橋信用金庫	岡崎信用金庫	いちい信用金庫	瀬戸信用金庫	半田信用金庫	知多信用金庫	
愛知県	豊川信用金庫	豊田信用金庫	碧海信用金庫	西尾信用金庫	蒲郡信用金庫	尾西信用金庫	中日信用金庫	東春信用金庫	
	愛知県医療信用組合	愛知県医師信用組合							
三重県	三十三銀行	百五銀行	津信用金庫	北伊勢上野信用金庫	桑名三重信用金庫				
	滋賀県	滋賀銀行	滋賀中央信用金庫	湖東信用金庫	滋賀県信用組合				
	京都府	京都銀行	京都信用金庫	京都中央信用金庫	京都北都信用金庫				
大阪府	関西みらい銀行	池田泉州銀行	大阪信用金庫	大阪シティ信用金庫	大阪商工信用金庫	永和信用金庫	北おおさが信用金庫	大阪府医師信用組合	
	兵庫県	但馬銀行	みなと銀行	姫路信用金庫	播州信用金庫	兵庫信用金庫	尼崎信用金庫	日新信用金庫	淡路信用金庫
	但馬信用金庫	西兵庫信用金庫	中兵庫信用金庫	但陽信用金庫	兵庫県医療信用組合	兵庫県信用組合	淡陽信用組合		
奈良県	南都銀行	奈良信用金庫	大和信用金庫	奈良中央信用金庫					
和歌山県	紀陽銀行	きのくに信用金庫	和歌山県医師信用組合						
	鳥取県	鳥取銀行	鳥取信用金庫	倉吉信用金庫					
	島根県	山陰合同銀行	島根銀行	日本海信用金庫	島根中央信用金庫				
岡山県	中国銀行	トマト銀行	おかやま信用金庫	水島信用金庫	津山信用金庫	玉島信用金庫	吉備信用金庫		
	広島県	広島銀行	もみじ銀行	広島信用金庫	呉信用金庫	しまなみ信用金庫	広島県信用組合		
	山口県	山口銀行	西京銀行	西中国信用金庫					
徳島県	阿波銀行	徳島大正銀行	徳島信用金庫						
	香川県	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫				
	愛媛県	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫	東予信用金庫				
高知県	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫	高知信用金庫					
	福岡県	筑邦銀行	西日本シティ銀行	北九州銀行	福岡中央銀行	福岡ひびき信用金庫	大川信用金庫	遠賀信用金庫	
	福岡県	福岡県医師信用組合							
佐賀県	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫	佐賀信用金庫	佐賀県医師信用組合				
	長崎県	十八親和銀行	長崎銀行	たちばな信用金庫	長崎県医師信用組合				
	熊本県	肥後銀行	熊本銀行	熊本信用金庫	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫	熊本県医師信用組合		
大分県	大分銀行	豊和銀行	大分信用金庫	大分みらい信用金庫	大分県信用組合				
	宮崎県	宮崎銀行	宮崎太陽銀行	高鍋信用金庫					
	鹿児島県	鹿児島銀行	南日本銀行	鹿児島信用金庫	鹿児島相互信用金庫	奄美大島信用金庫	鹿児島県医師信用組合		
沖縄県	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行	コザ信用金庫					
合計	334 機関								

※受託金融機関一覧の最新版は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）をご覧ください。

10 団体信用生命保険特約制度

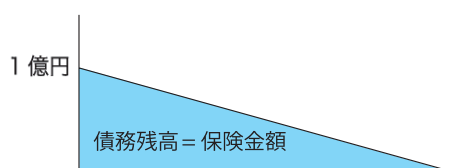
●「団体信用生命保険特約制度」のご案内

団体信用生命保険特約制度とは独立行政法人福祉医療機構（以下、「機構」という。）から融資を受けた方がその債務を全額返済しないうちに、死亡又は所定の高度障害状態になった場合に、保険契約者である公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下、「試験センター」という。）が生命保険会社から受け取る保険金で借入金の残額を機構に弁済するものです。この保険制度は任意加入となります。

【融資期間に合わせた負担で、大きな安心】

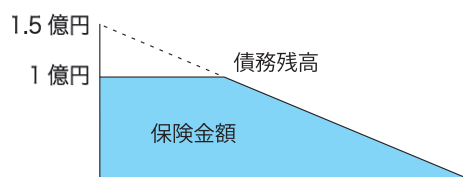
- ご融資額、ご融資期間だけを対象とする保険ですので、特約料は無駄がありません。つまり返済が進めば特約料も少なくなっていくます。
- 機構の福祉・医療貸付において融資を受けている個人又は法人の連帯保証人だけが加入できる掛け捨ての団体保険です。
- 最高保障額は1人あたり通算で1億円までです。

（例）〈借入額が1億円以内の場合〉



☆債務残高と保険金額が等しくなります。

〈借入額が1億円を超える場合〉



☆当初1億円まで保障し、それ以降債務残高が1億円以下になれば債務残高と保険金額が等しくなります。債務残高の減少に応じて保険金額が少なくなります。

【ご加入の手続きは簡単】

- ① 機構の顧客業務課あてご連絡ください。
- ② 機構よりお客様あて申込書類をお送りいたします
- ③ お客様より試験センターあて申込書類のご郵送をお願いいたします。

※ 債務残高5,000万円超のお客様及び告知内容によっては診断書のご提出が必要となります。

●機構の福祉・医療貸付において融資を受けている個人又は法人の連帯保証人のうち、次の要件を満たしている方がご利用できます。

- ① 借入額または未償還元金が500万円以上であること
- ② 保障開始日現在、満20歳以上満66歳未満であること
- ③ 融資実行日（契約日）までに生命保険会社の加入の承諾があること
- ④ 以下の連帯保証人の加入資格を満たしていること
 - ・ 債務者である法人で常時使用する従業員（非常勤職員を除く）の数が医療法人は300人以下、医療法人以外の法人は100人以下であること
 - ・ 債務者である法人の業務執行について代表権を有する者（定款等により特にその法人を代表すべき者を定めている場合はその者に限る）であること（2人以上いる場合にはそのうち1人のみとする）

< Q & A >

Q1. 団体信用生命保険特約制度と一般の生命保険とどこが違うのですか？

A1. 一般の生命保険は、ご家族の生活安定や老後のためのものですが、この団体信用生命保険特約制度は、ご遺族の方に債務を残さないためのものです。

Q2. 病気があると加入できないのですか？

A2. 傷病歴等がある方を全てお断りするものではありません。「団体信用生命保険申込書兼告知書」のご記入内容により加入の可否を決定することになりますので、ありのまま正確にご記入ください。なお、告知内容によっては、医師の診断書を提出していただくことになります。

詳細については、【団体信用生命保険特約制度】のご案内をご確認ください。

お問い合わせ先

独立行政法人 福祉医療機構 （保険契約者）

顧客業務部 顧客業務課

TEL：03-3438-9939

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 団体信用生命保険担当

TEL：03-3486-7511

1

福祉貸付
事業の概要

2

融資の対象

3

融資の流れ

4

融資限度額の
計算方法

5

融資条件

6

融資条件の
優遇措置

7

協調融資制度

8

協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

9

代理貸付の
受託金融機関
一覧

10

団体信用生命
保険特約制度

18

融資の相談窓口

● 直接貸付

直接貸付の対象となる融資のご相談とお申込みにつきましては、施設の開設地などによって次のとおりとなります。

●施設の開設地が東日本のお客さま

(石川県、岐阜県、三重県より東の地域)

本部 福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係

●施設の開設地が西日本のお客さま

(福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域)

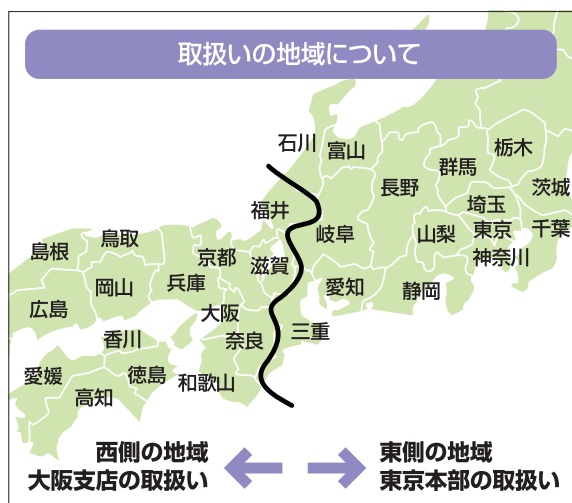
大阪支店 福祉審査課 融資相談係

●NPO法人のお客さま

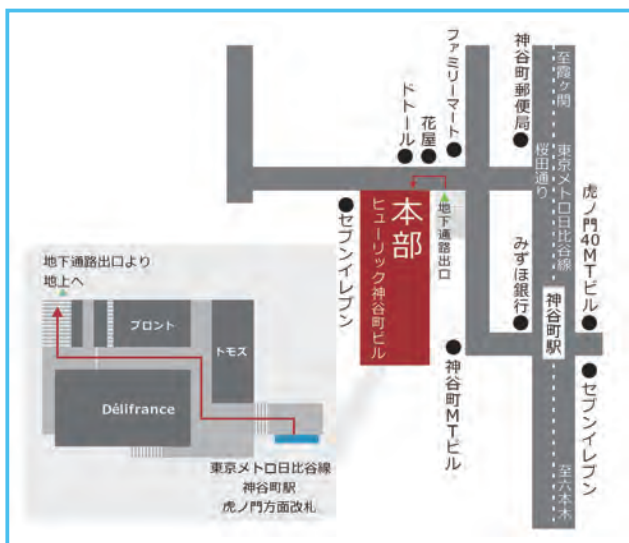
本部 NPO リソースセンター NPO 支援課

※代理貸付についてはP4を参照してください。

※病院等医療関連施設に対する融資については、別途「2025年度 医療貸付事業 融資のごあんない」をご用意しています。



本部案内図



本 部

〒105-8486

東京都港区虎ノ門 4-3-13 (ヒューリック神谷町ビル9階)

◎福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係

TEL (03) 3438-9298

FAX (03) 3438-0583

◎NPO リソースセンター NPO 支援課

TEL (03) 3438-4756

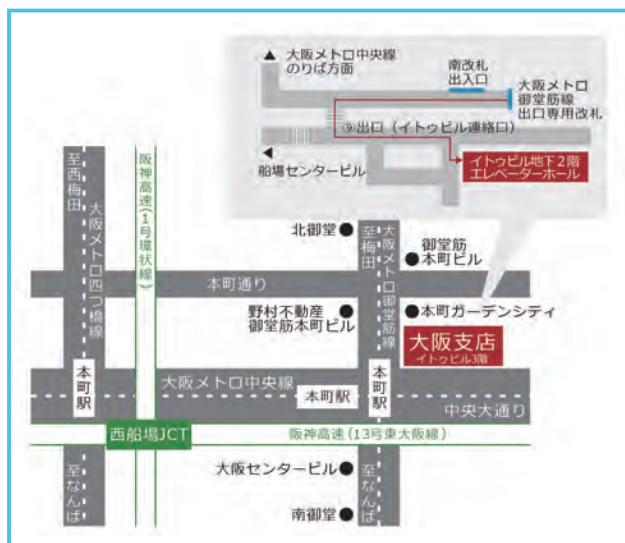
FAX (03) 3438-0218

地下鉄：東京メトロ日比谷線神谷町駅

(虎ノ門方面改札)より徒歩3分

J R：新橋駅または浜松町駅よりタクシー約 10 分

大阪支店案内図



大阪支店

〒541-0054

大阪府大阪市中央区南本町 3-6-14 (イトウビル 3階)

◎福祉審査課 融資相談係

TEL (06) 6252-0216

FAX (06) 6252-0240

地下鉄：大阪メトロ御堂筋線・中央線本町駅下車徒歩 3 分
(イトウビル連絡口方面 9番出口)

独立行政法人福祉医療機構ホームページアドレス
<https://www.wam.go.jp/hp>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用